

「家庭用セントラルヒーティング契約＜湯とりプラン＞

（選択約款）2025 年 10 月 1 日実施」

における 2025 年 10 月検針分から 2026 年 3 月検針分の
見附地区のガス料金算定に係るその他の供給条件

2025 年 10 月 1 日実施

北 陸 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

1 .	対象-----	1
2 .	適用期間-----	1
3 .	料金表-----	1
付	則-----	4

「家庭用セントラルヒーティング契約＜湯とりプラン＞（選択約款）２０２５年１０月１日実施」における２０２５年１０月検針分から２０２６年３月検針分の見附地区のガス料金算定に係るその他の供給条件は、当社の「家庭用セントラルヒーティング契約＜湯とりプラン＞（選択約款）２０２５年１０月１日実施」（以下「家庭用セントラルヒーティング契約」といいます。）に基づき計算されるガス料金の取り扱いを定めたものです。

１．対象

見附地区（詳細は当社（導管部門）の託送供給約款をご参照ください）において、当社と家庭用セントラルヒーティング契約を締結しているお客さまが対象となります。

２．適用期間

２０２５年１０月１日から２０２６年３月３１日までに支払義務が発生するものについては、

３．料金表に基づき料金を算定するものといたします。

３．料金表

【冬期】

（１）適用区分

料金表Ａ：使用量が０立方メートルから１９立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ：使用量が１９立方メートルを超え、７７立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ：使用量が７７立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表Ａ（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	７０９．５０ 円
------------------	----------

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１８８．４１ 円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（３）料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	１，１５９．４０ 円
------------------	------------

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１６４．６４ 円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約８の規定により算定した

1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 7 0 7 . 0 0 円
---------------------	------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 2 . 1 8 円
-------------	---------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

【その他期】

(1) 適用区分

料金表 A : 使用量が 0 立方メートルから 19 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B : 使用量が 19 立方メートルを超え、97 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C : 使用量が 97 立方メートルを超え、340 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D : 使用量が 340 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 A (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	7 0 9 . 5 0 円
---------------------	---------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 8 8 . 4 1 円
-------------	---------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 1 1 5 . 4 0 円
---------------------	------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 6 . 8 8 円
-------------	---------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 6 0 0. 5 0 円
--------------------	-----------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 1. 8 9 円
-------------	--------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3, 8 6 7. 6 0 円
--------------------	-----------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 5. 2 3 円
-------------	--------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2025年10月1日から実施いたします。